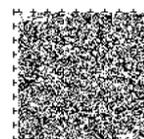


# 寺田委員提出資料



## 10月4日意見交換会に寄せて

障害者団体連絡協議会委員

東京青い芝の会 寺田 純一

私たち東京青い芝の会は、脳性マヒ者をはじめとする幼い時からの障害者が家族の扶養と依存から独立して地域社会の一員として生活し活動するための基盤造りを目指して長年活動をしてきました。所得保証については、1981年の国際障害者年を契機とする障害者運動の高揚を背景に障害基礎年金と特別障害者手当が1986年に創設され、基本的な枠組みがつけられたことは周知の通りです。

居住の場について私たちは、いわゆる「地域自立」の推進と平行して、生活施設を障害の重い仲間たちの居住の場の選択肢として位置付けるよう強く訴えてきました。とりわけ、私が1996年から第二期、第三期の本協議会において専門委員として発言する機会を頂いた際には、この課題に繰り返し注意を喚起してきたと思います。

昨年、今年の連絡協の会議で私は、「居住地特例について見直しに向けた模索を進めるよう提起しました。共生社会が謡われ、小規模施設が地域の重要な資源として位置付けられる一方で、そこで生活する障害者が「居住地特例」のために地域の市民としての権利が認められていません。法律上の施設だけでなく、地域居住の場と位置付けられている筈の小規模なホームにも、何故かこの「居住地特例」が適用されているのです。

自立更生が見込めない障害者を「隔離・収容」するために、都市から離れた山の中に大規模な施設が作られてきた時代には、「居住地特例」が必要とされた歴史的経緯は理解するとしても、「共生社会」の実現を目指す今日、全く新たな発想で知恵をしぼることが求められるのではないのでしょうか。

混雑する時間帯、電動車いすでの電車利用は他の乗客に危害を及ぼしかねない経験もあることから、今回午前10時からの会議は欠席とさせていただきますが、文書での提起を受け止めていただければ幸いです。

